

中小企業専門メンタルヘルス対策サポートプラン

メンタルヘルス 対策義務化に向けて トータルパックサービス



picta.jp - 4787299

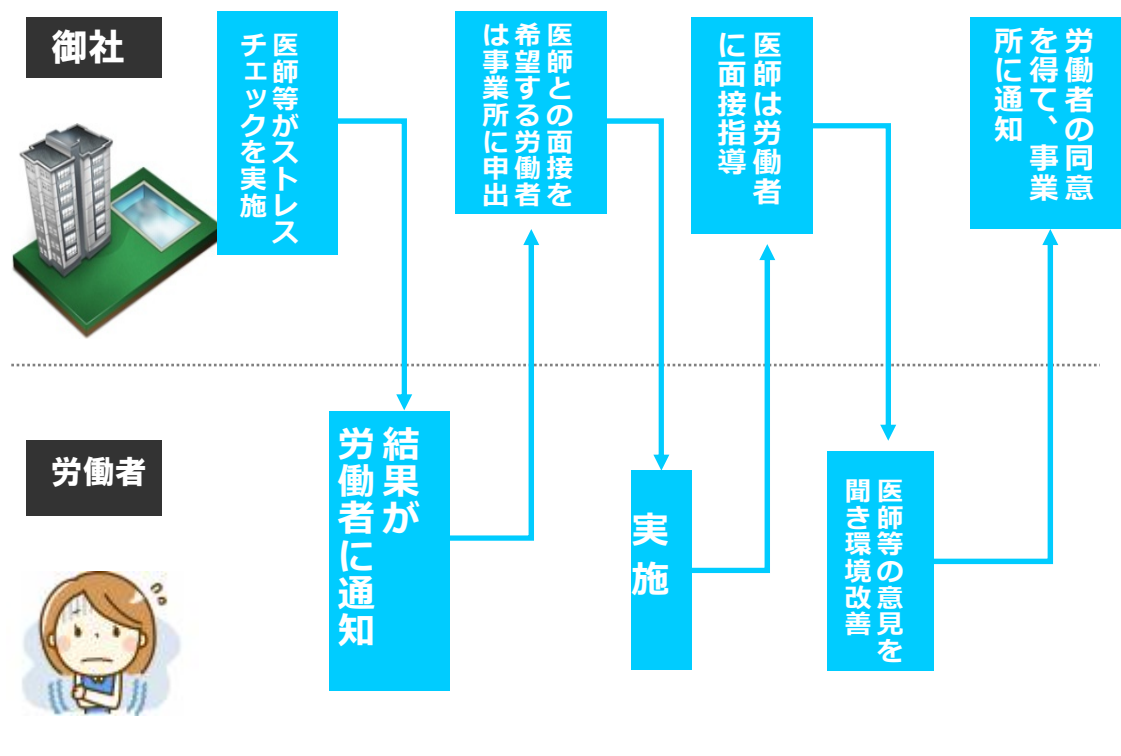
従来、労働安全衛生法は従業員のフィジカル面での健康管理に重点を置いていましたが、職場のストレス問題が深刻化する中、メンタルヘルス対策強化の必要性により法制化が成立しました。

松崎社会保険労務士事務所

労働安全衛生法の一部を改正する法律の成立にともない、従業員50名以上の全ての事業所に対して、ストレスチェック（心理的負担の程度を測るための検査）が義務化されます



ストレスチェック制度の概要



労働者はまず医師・保健師等の指導に基づくストレスチェックをうけます。そして、結果が労働者に通知されます。

医師との面接を希望する労働者は、事業所の人事部等に申し出ます（①）。それを受けて、事業者は医師に面接実施を依頼し（②）、医師は労働者に面接指導を行います（③）。その後、事業所は医師の意見を聞き（④）、労働者の労働環境改善などを行います（⑤）。

また、ストレスチェックの結果が思わしくない場合は、ストレスチェックを行った医師などが労働者の同意を得て、事業所に通知できることになっています。

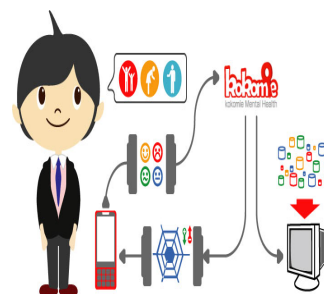


メンタルヘルス対策 特別サービス

※ 各々通常¥30,000の商品です。おひとつを0円でご提供します。

その1 メンタルヘルス対策の労務診断

- ・ 貴社に合った適正な労務管理・職務分析します。
- ・ 労働基準法にそった効率的な労働時間把握を提案。
- ・ 職場のメンタルヘルス対策 自主点検をします。



その2 就業規則休職規定診断

- ・ 現在の規則でカバーできるメンタルヘルス休職者とは？
- ・ 早急に追記し、メンタルヘルス対策をする休職規定とは？
- ・ メンタルヘルス休職者の職場復帰をルール化するには？

その3 従業員のストレス数値化

- ・ メンタルヘルス対策チェックシートで社員や職場のストレス状況を数値化。
- ・ 数値化後のデータをもとに改善策を 具体的にご提示します。

1. 医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者¹に義務付ける。
(ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。)
2. 事業者は、ストレスチェックの結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、医師の意見を聴き適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。 <<ストレスチェック制度の創設>>

なぜ、企業でメンタルヘルス対策が必要なのか？

- ・ 事業者に対し、社員、従業員の心の健康の保持増進を図ること、つまり、メンタル対策が義務化される見通しとなりました。社員、従業員の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)に基づき、職場の実態に即した形で、実施可能なところから、着実にメンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。
- ・ 社員ひとりひとりのマンパワーあふれる元気な職場づくりこそ、業績アップにかかせないものです。また、企業が、組織として取り組み、効果を上げることができます。

顧問契約



→月額30,000円(1年契約)

主なメニュー

その1 職場のストレス度調査

適時実施し時系列で把握して頂きます。

その2 就業規則の見直し

御社のお考えを就業規則に反映させるためのアドバイスをさせて頂きます。

その3 メンタルヘルス研修の実施

管理職のためのメンタルヘルス研修や一般社員向け研修など、内容をこまかくフォローし職場の労働条件適正化をすすめます。

その4 助成金の導入 検討

キャリア助成金など、企業内研修であっても導入することのできる助成金などを提案します。

その5 職場復帰プログラム作成

メンタルヘルス不調者をいかに職場に復帰させ、また、そのときの給与体系はどうすべきかなど、会社の方針をルール化します。

その6 メンタルヘルス問題相談窓口

御社の従業員様が、社内のメンタルヘルス問題について抱える疑問や、不満などの窓口となり、トラブルの早期解決を図ります。

訪問サービス

その1 月1回 会社訪問保証

管理職の方から現場の課題を伺い、トラブル対策をアドバイスさせて頂きます。(約2時間)

その2 年2回 衛生委員会参加保証

衛生委員会に出席し厚生労働省の動向・他社の事例紹介やアドバイスをさせて頂きます。(1~2時間程)



その3 年2回 研修講師派遣保証

従業員の方、管理職の方のメンタルヘルス面のケア及び組織のケアに関するセミナーを行います。(約2時間)